

発議第1号

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月5日提出

提出者

愛西市議会議員

真野和久

賛成者

愛西市議会議員

下村 一郎
加藤 敏彦

愛西市議会議長 加賀 博 殿

提案理由

この意見書を提出するのは、多くの国民が今回の法案の制定に対して心配を抱いており、国において、特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望するためである。

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める
意見書（案）

今臨時国会で審議されている「特定秘密の保護に関する法律案」では、「特定秘密」について、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としているが、その範囲が明確でなく広範すぎるとの指摘がある。

事実、多くの国民が今回の法案の制定に対して心配を抱いている。

よって、国においては、特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

愛知県愛西市議会

参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿